

令和 8 年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
(三宅村雇用機会拡充事業補助金)

公募要領

特定有人国境離島



利尻・礼文
奥尻島
佐渡
舩倉島
伊豆諸島南部地域
隠岐諸島
見島
対馬
壱岐島
五島列島
甑島列島
三島
種子島
屋久島
吐噶喇列島

特定有人国境離島とは？
日本の領海などにおける海洋活動の
保全のため、特に重要であるとされる
国境にあたる71の離島のこと

特定有人国境離島地域における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和 7 年 1 1 月

東京都三宅村

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・ 2
2. 募集期間	・ ・ ・ 2
3. 補助対象者	・ ・ ・ 2
4. 事業に関する要件	・ ・ ・ 3
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・ 3
6. 事業計画期間	・ ・ ・ 4
7. 補助対象経費	・ ・ ・ 5
8. 補助対象事業の上限額	・ ・ ・ 5
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・ 5
10. 審査選定	・ ・ ・ 6
11. 事業実績報告書の作成	・ ・ ・ 8
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・ ・ ・ 8
13. 応募手続き	・ ・ ・ 8
14. 説明会・相談会	・ ・ ・ 9
別表 雇用機会拡充事業の対象経費	・ ・ ・ 10
提出必要書類	・ ・ ・ 11
スケジュール	・ ・ ・ 12

1. 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で 71 の離島が指定されています。

2. 募集期間

令和 7 年 11 月 4 日（金）～令和 7 年 12 月 19 日（金）

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 三宅村内において創業する者。（事業を承継する者を含む）
- ② 三宅村内の事業所において事業拡大を行う者。
- ③ 主として三宅村の商品、サービス等の販売を目的として本村以外の地域において創業する者。（三宅村内での雇用増が必要となります）

雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること。（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること。
（事業承継による創業）

※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要であること。

事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと。

4. 事業に関する要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
 - イ) 創業の場合、事業実施後、概ね3年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる。
 - ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。
 - ハ) 三宅村以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある三宅村の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び三宅村内での従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 事業採択日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、三宅村における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者※を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。) ※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人を行います。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人を行います。
- ② 三宅村に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 事業採択日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあつては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご留意ください。

6. 事業計画期間

雇用機会拡充事業の事業計画期間は、原則として、交付決定日から年度末の3月31日までとなります。補助金交付を受ける期間を1年間とする事業計画を提出して下さい。

また、三宅村では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間の事業計画の申請をすることができます。

なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

※三宅村が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ・三宅村地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容に合致する事業。
- ・三宅村の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上。
- ・人材確保に係る事業。
- ・観光促進に係る事業。
- ・離島地域に住民が継続して居住する上で、必要不可欠である事業等。

7. 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限り、また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。
- ② 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応の方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は事業計画期間1年間あたり、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）は自己負担する必要がありますので、ご注意ください。

区 分	補助対象事業費の上限額
創 業	600 万円（150 万円）
事業拡大	1,600 万円（400 万円）
設備投資を伴わない事業拡大※	1,200 万円（300 万円）

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、三宅村雇用機会拡充事業補助金事業計画書（様式第2号）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出して下さい。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）

以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

2) 東京都の計画との整合

東京都では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する東京都計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。東京都計画については、以下のホームページを参照してください。

東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/12/27/08.html>

3) 補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3 経費明細表」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載してください。

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（13. 応募手続き参照）の申請を受けて、「4. 事業に関する要件」「5. 雇用に関する要件」に関する適合性について1次審査を行った上で、三宅村において雇用機会拡充事業審査委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に村長が予算の範囲内で事業採択を行います。

審査は、以下の観点・留意点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

② 事業性、成長性、継続性の判断

- ア) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。
- イ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。
- ウ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

- ア) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること。
- イ) 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること。
- ウ) 島外から事業所を移転して行う事業、島外から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること。
- エ) 島外から人材を一元的に募集・確保し、島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの閑散期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりするなど、島内の働き手の呼び込み又は安定的な雇用を創出する効果があるもの。

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の「2 事業内容」の資金計画の補助金交付希望相当額の手当手法については確実に記載してください。

(留意事項)

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

- ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業。
- イ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの。
- ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業。
- エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業。
- オ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業。

1 1. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について実績報告内訳書（様式9号）に記載し、報告する必要があります。

1 2. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

雇用機会拡充事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、事業終了後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意下さい。

※国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7200万円）が受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、以下の金融機関までお問合せください。

七島信用組合三宅島支店 電話：04994-2-0081

1 3. 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

（1）提出書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ その他必要書類（※提出必要書類参照）

※本事業への応募に係る提出書類により、三宅村が取得した申請書の情報については審査選定、事業管理等本事業以外に利用することはありません。

(2) 提出先

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

三宅村企画財政課企画情報係宛

(3) 提出期限 令和7年12月23日(火) 17時まで

(4) 提出方法 郵送又は持参 *郵送の場合、提出期限必着

○問い合わせ先

三宅村企画財政課企画情報係

電話：04994-5-0984 FAX：04994-5-0932

Mail：miyake03@vill.miyake.tokyo.jp

14. 個別相談会

※個別相談を希望される方は、事前に下記担当まで申し込みをお願いします。

※また、個別相談を申し込まれた方は、未確定でも可能な範囲で事業計画書（様式第2号）にご記入の上、ご持参ください。

【担当】 企画財政課 企画情報係 電話：04994-5-0984

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経 費 内 容
設備費	・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置、購入費、リース、レンタル費。(設置、据付工事を含む) ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費・上記設備導入に伴って必要となる解体、処分費用。 注) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象外です。 注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外です。
改修費	・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費。(建物と住居等が明確に分かれているものに限る) 注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外です。
広告宣伝費	・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費。 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費。(調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等)
店舗等借入費	・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント料。(店舗と住居等が明確に分かれているものに限る)
人件費	・創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金。(事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る) ・創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金。(事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る) ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 注) 代表者、役員(創業者、雇用主等)及びその親族(生計を一にする三親等以内)に対する人件費は対象外です。
研究開発費	・商品又はサービスの研究開発に係る経費。(市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等)
島外からの事務所移転費	・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費。
従業員の教育訓練経費	・従業員の資格取得(小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの)、研修や講習受講にかかる経費。(創業又は事業拡大に直接必要なものに限る) 注) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象外です。

※提出必要書類

申 請 書 類		部数
1. 三宅村雇用機会拡充事業補助金交付申請書（様式第1号）	各 1 部	
2. 三宅村雇用機会拡充事業補助金事業計画書（様式第2号）		
3. 三宅村雇用機会拡充事業補助金事業収支予算書（様式第3号）		
4. 1～3を記録した電子媒体又はデータによる提出		
5. 添付書類		

添 付 書 類		部数
創 業	○住民票 ○開業届（交付決定後に提出して下さい。） ○その他必要な書類 ・ 積算明細書、見積書、設計書など経費等の詳細が分かる資料（任意様式） ・ 村税等の滞納がない証明書（村都民税・固定資産税・軽自動車税）	各 1 部
事 業 拡 大	【個人事業主の場合】 ○住民票 ○直近（2期分）の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの） ○その他必要な書類 ・ 積算明細書、見積書、設計書など経費等の詳細が分かる資料（任意様式） ・ 村税等の滞納がない証明書（村都民税・固定資産税・軽自動車税） 【法人の場合】 ○履歴事項全部証明書 ○直近（2期分）の決算書（貸借対照表、損益計算書） ○直近（2期分）の事業報告書、貸借対照表（NPO等の場合） ○その他必要な書類 ・ 積算明細書、見積書、設計書など経費等の詳細が分かる資料（任意様式） ・ 村税等の滞納がない証明書（村都民税・固定資産税・軽自動車税・法人住民税）※法人及び法人代表者分	各 1 部

スケジュール

時 期	三 宅 村	事 業 者
令和 7 年 1 1 月 4 日	申請受付開始	事業申請 ←
令和 7 年 1 1 月 2 4 日～1 2 月 1 9 日	個別相談会実施（令和 8 年度分）	
令和 7 年 1 2 月 1 9 日	募集締切	
令和 8 年 1 月下旬	事業申請審査後、 採択事業者を決定	
令和 8 年 2 月中旬	国に交付申請	
令和 8 年 4 月 1 日 以降		事業開始
令和 9 年 3 月 3 1 日	受理	実績報告書 提出 (令和 8 年度分) ←
令和 9 年 4 月 1 日	実績報告書審査後、 国に完了実績報告書提出	
令和 9 年 4 月上旬	国から額の確定通知後、 採択事業者へ額確定通知書送付 →	受理
令和 9 年 4 月上旬	受理	← 請求書 提出
請求受付から 3 0 日 以内	補助金支払	